

岐阜県目的地充電インフラ設備整備事業費補助金交付要綱

令和4年4月1日

(総則)

第1条 県は、温室効果ガスの排出量が少ない電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及促進を図るため、県内の宿泊事業者及び観光事業者並びにこれらの事業者と提携して駐車場を経営する者（以下「補助事業者」という。）が普通充電設備の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で目的地充電インフラ設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (3) 普通充電設備 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に充電するための設備であって、漏電遮断機能及びコントロールパilot機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (4) 宿泊事業者 県内で旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく許可を受け、旅館業を営む者をいう。
- (5) 観光事業者 一般社団法人岐阜県観光連盟又は別表1に規定する観光協会の会員であって、観光施設（自治体が運営する観光施設その他知事が適当でないと認めるものを除く。）において施設の運営管理を行う者をいう。

(欠格事由)

第3条 第1条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人又は個人
 - (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人又は個人
 - (5) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して法人又は個人
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
 - (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して法人又は個人

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内の宿泊施設及び観光施設に附帯する駐車場又はこれらの施設が提携する駐車場に普通充電設備を整備する事業であって、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が定めるクリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金交付規程（充電インフラ整備事業）（以下「交付規程」という。）に基づく補助金の交付を受けるものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別表3において定める書類を添付しなければならない。

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(事業の着手時期)

第6条 補助対象事業の着手時期は、交付決定のあった日以後でなければならない。ただし

し、やむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、補助金交付申請書に事前着手届（別記第4号様式）を添付するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

- 2 補助事業者が規則第6条第2号及び第3号の知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 規則第6条第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第5号様式）
 - (2) 規則第6条第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第6号様式）

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付決定の日から10日以内とする。

- 2 前項の申請の取下げは、別記第7号様式により行うものとする。

（実績報告）

第9条 実績報告書の様式は、別記第8号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別表4において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付時期等）

第10条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

- 2 補助事業者は、知事が別に指定するところにより、別記第9号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（暴力団の排除）

第11条 規則第4条の規定による申請があった場合において、補助事業者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第

1項の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしたときは、財産処分承認結果通知書（別記第11号様式）により、補助事業者に通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第13条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1(第2条関係)

No.	協会名	No.	協会名
1	(公財)岐阜観光コンベンション協会	28	可児市観光協会
2	(特非)大垣観光協会	29	山県市観光協会
3	西美濃広域観光推進協議会	30	(一社)飛騨市観光協会
4	(一社)飛騨・高山観光コンベンション協会	31	本巣市観光協会
5	飛騨乗鞍観光協会(高山市)	32	(一社)郡上市観光連盟
6	庄川観光協会(高山市)	33	萩原町観光協会(下呂市)
7	飛騨一之宮観光協会(高山市)	34	飛騨小坂観光協会(下呂市)
8	(一社)ひだ清見観光協会(高山市)	35	(一社)下呂温泉観光協会(下呂市)
9	ひだ桃源郷くぐの観光協会(高山市)	36	金山町観光協会(下呂市)
10	飛騨あさひ観光協会(高山市)	37	南飛騨馬瀬川観光協会(下呂市)
11	飛騨高根観光協会(高山市)	38	海津市観光協会
12	こくふ観光協会(高山市)	39	笠松町商工会
13	(一社)奥飛騨温泉郷観光協会(高山市)	40	養老町観光協会
14	(一社)多治見市観光協会	41	垂井町観光協会
15	(一社)関市観光協会	42	(一社)関ヶ原観光協会
16	(一社)中津川観光協会	43	揖斐川町観光協会
17	やさか観光協会(中津川市)	44	揖斐川町観光協会谷汲支部
18	(株)付知町観光協会(中津川市)	45	大野町観光協会
19	蛭川観光協会(中津川市)	46	池田町観光協会
20	馬籠観光協会(中津川市)	47	きたがた観光協会
21	(一社)美濃市観光協会	48	坂祝町観光協会
22	瑞浪市観光協会	49	八百津町観光協会
23	羽島市観光協会	50	白川町観光協会
24	(一社)恵那市観光協会	51	東白川村観光協会
25	美濃加茂市観光協会	52	御嵩町観光協会
26	(一社)土岐市観光協会	53	(一社)白川郷観光協会
27	各務原市観光協会	54	鬼岩観光協会

別表2（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助金の額
交付規程に基づく補助金の交付対象となる普通充電設備（定格出力が6 kW以上10 kW未満のものに限る。）の設備購入費（新規設置に限る。）	1／4以内	補助対象経費に補助率を乗じて得た額。ただし、175千円を上限とする。
交付規程に基づく補助金の交付対象となる普通充電設備（定格出力が6 kW未満のものに限る。）の設備購入費（新規設置に限る。）	1／4以内	補助対象経費に補助率を乗じて得た額。ただし、125千円を上限とする。

別表3（第5条関係）

番号	必要書類	宿泊	観光	提携	
				申請者	提携元
1	誓約書(別記第2号様式)	○	○	○	—
2	センター補助金の交付申請書に添付した充電設備本体の購入にかかる見積書(写し)	○	○	○	—
3	センター補助金の交付決定通知書(写し)	○	○	○	—
4	県税納税証明書(原本)	○	○	○	○
5	旅館業許可証(写し)	○	—	—	○
6	観光事業者であることが分かる書類(写し) (協会会員証、会費領収書など)	—	○	—	いずれか一方
7	時間貸し駐車場事業者が宿泊又は観光事業者と提携している証明書(別記第3号様式) ^{※1}	—	—	○	—
8	その他知事が必要とする書類	必要に応じて提出を求める。			

※1 提携していることが分かる書類（協定書など）がある場合は別記第3号様式に代えることができる。

別表4（第9条関係）

番号	必要書類	宿泊	観光	提携
1	センター補助金の実績報告書に添付した充電設備本体の発注書(写し)	○	○	○
2	センター補助金の額確定通知書(写し)	○	○	○
3	振込先通帳の写し(申請者の口座に限る。)	○	○	○
4	充電設備本体の請求書(写し) (工事費と一体となっている場合は、内訳が分かる書類を添付すること。)	○	○	○
5	充電設備本体の領収書(写し) (工事費と一体となっている場合は、内訳が分かる書類を添付すること。)	○	○	○
6	その他知事が必要とする書類	必要に応じて提出を求めます。		